

喜多方地方広域市町村圏組合管理者部局における障害者活躍推進計画

令和6年4月1日

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、障害者活躍推進計画を策定する。

機関名	喜多方地方広域市町村圏組合管理者部局												
任命権者	喜多方地方広域市町村圏組合管理者												
計画期間	令和6年4月1日～令和12年3月31日（5年間）												
障害者雇用に関する課題	<p>本組合においては、令和3年3月1日の障害者の雇用の促進等に関する法律における法定雇用率の引き上げ改正以降、当該法定雇用率が未達成の状況にあります。</p> <p>令和6年3月1日現在、当組合管理者部局常時勤務職員数は42人であり、そのうち組合市町村からの派遣職員や会計年度任用職員等が全体の約4割を占め、プロパー職員においても半数以上が環境センター（ごみ処理場及びし尿処理場）の職員である等の状況から、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておりません。</p> <p>本組合において障がいのある職員を含むすべての職員が能力を最大限発揮することができ、いきいきと活躍することができる職場を実現するために、組織的な体制整備や働きやすい職場づくりなどに取り組み、障害者採用計画の期間終期までの法定雇用率（1人(1.176)）を達成することを目標とします。</p> <p>【職員の内訳：令和6年3月1日現在】 単位：人</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">プロパー</th> <th style="width:15%;">派 遣</th> <th style="width:15%;">再任用</th> <th style="width:15%;">会計年度</th> <th style="width:15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者部局職員</td> <td style="text-align:center">25</td> <td style="text-align:center">3</td> <td style="text-align:center">1</td> <td style="text-align:center">13</td> <td style="text-align:center">42</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	プロパー	派 遣	再任用	会計年度	計	管理者部局職員	25	3	1	13	42
区 分	プロパー	派 遣	再任用	会計年度	計								
管理者部局職員	25	3	1	13	42								

目 標	
1. 採用に関する目標	<p>① 実雇用率 計画期間の6月1日時点において法定雇用率（1人(1.176)）以上の雇用を図ります。</p> <p>② 評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
2. 定着に関する目標	<p>○ 障がい者を採用した際は、不本意な離職を極力生じさせないよう定着状況を把握していきます。</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者雇用推進者として事務局長を選任します。 ○ 障がい者雇用推進者及び所属長により、毎年度、障害者活躍推進計画の点検・見直し等を行います。 ○ 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を事務局総務係に設定し、グループウェア等により周知します。 ○ 福島県労働局、公共職業安定所に設置されている相談窓口等についても、グループウェア等により周知します。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある職員の障がい特性や能力、希望等を把握し、新たな業務の創出に努めながら、業務との適切なマッチングが図れるよう取り組みます。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある職員の要望を踏まえながら、障がいのある職員が安心して働ける環境を整備します。 ○ 募集及び採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「自力で通勤できること」などの条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」などの条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」などの条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
4. その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>